

水と山と織物の里 西桂町

広報

にしかつら

Public Relations Magazine NISHIKATSURA

2021 October No.537 毎週第4水曜日発行
令和3年
10



保育所年長児 イングリッシュタイム

広報にしかつら
10
2021
No.537

Public Relations Magazine Nishikatsura
編集発行 山梨県西桂町役場企画財政課 広報担当

山梨県南都留郡西桂町小沼1501-1 TEL.0555-25-2121 FAX.20-2015
URL <https://www.town.nishikatsura.yamanashi.jp/>



PHOTO NEWS

フォトニュース



児童館 学童クラブ事業

ガラスの風鈴作り



手織り教室



学童クラブ



ビーズアクセサリー作り



保育所

西桂町役場 25-2121
教育委員会(きずな未来館) 25-2941
いきいき健康福祉センター 25-4000



過去の広報誌を町のホームページで見ることができます。
<https://www.town.nishikatsura.yamanashi.jp/>



広報に関するご意見・ご感想

TEL.0555-25-2121 FAX.0555-20-2015
kouhou@town.nishikatsura.yamanashi.jp

人口と世帯
令和3年9月1日現在

男 1,996 (+2) 女 2,140 人(±0) 合計 4,136 人(+2)
世帯 1,561 世帯(+1) 住民基本台帳(外国人含む)に基づく人口と世帯数を掲載



この広報誌は環境に配慮した植物油インキを使用しています。



イングリッシュ タイム

English Time



西桂保育所ではALT エリザベス・ガニョ講師により、「イングリッシュタイム」がおこなわれています。英語の歌に合わせてダンスをしたり、ゲームをしたり、園児が楽しく単語を覚えらるよう、カリキュラムされていて、子どもたちの発音の良さには驚かされます。



西桂保育所の紹介

西桂保育所はピンク色の建物が特徴で、現在約120名の園児が入所しています。家庭的な雰囲気の中でゆとりを持ったふれあいを大切にしています。



基本方針

～一人ひとりの子供の成長に寄り添い、 生き生きと活動できる保育～

- ・遊びを中心とし、たくさんの経験を通して将来より良く生きるための基礎作りをしていく。
- ・保護者と保育士が協働で子どもの育ちを支えていく。

めざす子どもの像

- ・あいさつのできる子
- ・思いやりのある子
- ・いきいきと活動できる子

入所できる年齢

- ・0歳～就学前までの乳幼児

取り組んでいる保育事業

- ・乳児保育
- ・延長保育
- ・土曜保育
- ・育児相談
- ・英語教室（年長児）
- ・体操教室（年長・年中・年少児）
- ・フィットネス（1・2歳児）
- ・保小連携事業（交流事業）

延長保育とは

「職場の終業時間が保育時間に間に合わない」「通勤時間が長く朝早くから子どもを預けたい」など、保護者の勤務時間の都合により、時間を延長して保育をしています。

土曜保育とは

保護者が土曜勤務のある方（両親共に）、諸事情により保育が困難の場合は、土曜保育をしています。

見学は随時おこなっています。お気軽にお問合せください。【問合せ】 西桂保育所 25-3255

【書類配布・受付期間】

令和3年
10月4日(月)午前9時～
10月29日(金)午後5時まで
期間厳守・月～金のみ

【配布・提出先】

西桂保育所 職員室

【問合せ】

西桂保育所 25-3255



令和4年度 新入園児入所 申込み受付の お知らせ

令和4年度より、新しく西桂保育所へ入所を希望する方、町外の保育所等へ入園を希望する方、現在通っている保育所等から転園を希望する方は、書類の配布・受付をおこないます。
町外の施設を希望される方は、施設の所在する市町村の締切りを事前にご確認ください。また、令和4年度の途中から入所予定の場合も今回の期間内に申込みください。
詳細は電話にてお問合せください。（継続して同じ保育所等へ通う方は、11月より配布・受付をおこないます。詳しくは来月号の広報でお知らせいたします。）

【提出書類】

- 保育所入所申込書
- 施設型給付費・地域型保育給付費支給認定申請書
- マイナンバー確認書類
- 就労証明書類
- 保育の必要性の申立書（妊娠・出産・介護、求職活動等）
- 支給認定に係る保育必要量の認定申請書
- 管外保育園等入園希望申立書（町外施設を希望される方のみ）

【保育所に入所できる条件】

- 就労
- 妊娠・出産
- 保護者の疾病・障害
- 同居・入院等している親族の介護・看護
- 災害復旧
- 求職活動・起業準備
- 就学・職業訓練
- DV・虐待の恐れがあること
- その他町長が認める事由



よくあるご質問

Q1 出産後の届出はできますか？

A1 出産後も届出ができます。この場合の産前産後期間は、出産日の属する月の前月から翌々月までの4か月間となります。なお、多胎妊娠の場合は、出産日の属する月の3か月前から翌々月までの6か月間となります。

Q2 平成31年3月に出産しました。何月分の保険料から免除が適用されますか？

A2 制度の施行が平成31年4月からですので、3月に出産した場合は、4月分と5月分の保険料が免除の適用となります。

Q3 産前産後期間の免除は、年金額を計算するときどのような期間として扱われますか？

A3 産前産後期間として認められた期間は保険料を納付したものととして老齢基礎年金の受給額に反映されます。

Q4 産前産後期間も将来の年金受取額を増やすために付加保険料を納付したいのですが...

A4 産前産後期間は、他の免除制度とは異なり付加保険料を納付できません。

Q5 保険料を前納していますが、産前産後期間の保険料は戻ってきますか？

A5 保険料を前納されている場合、支払った保険料は全額還付（返金）されます。

手続きに必要なもの

申出書

日本年金機構ホームページ [国民年金被保険者関係届書（申出書）] からいつでもダウンロードし、利用できます。年金事務所または、市区町村の国民年金担当窓口へ備え付けています。

個人番号（マイナンバー）により届出を行う際の添付書類について
届出者本人が窓口で届書を提出の場合、個人番号カード（マイナンバーカード）を提示ください。お持ちでない場合は、以下の および を提示ください。

マイナンバーが確認できる書類：個人番号の表示がある住民票の写し、通知カード（氏名、住所等が住民票の記載と一致する場合に限る）

身元（実存）確認書類：運転免許証、パスポート、在留カードなど

なお、郵送で届書を提出する場合は、マイナンバーカードの両面または および のコピーを添付してください。

母子健康手帳など¹（出産後は、市区町村で確認ができる場合は不要です）^{※2}

- 1 郵送で届書を提出する場合は、出産予定日が確認できるページのコピーを添付してください。
- 2 別世帯の子の場合、出生証明書など出産日及び親子関係を明らかにする書類が必要です。

【国民年金被保険者関係届書（申出書）】
緑枠が、記入箇所になります。

国民年金第1号被保険者で平成31年2月1日以降に出産された方へ

現在、保険料免除制度を利用して
いる方も手続きしてください！

産前産後期間の国民年金 保険料が免除されます！

産前産後期間の国民年金保険料免除制度は、次世代育成支援の観点から国民年金第1号被保険者[※]が出産をされた際、産前産後の国民年金保険料が一定期間免除される制度です。早めの届出をお勧めします。

20歳以上60歳未満の自営業者・農林漁業者とその家族、学生、無職の人



免除制度の内容

国民年金の保険料免除の仕組み

	保険料負担		年金受給額	
	納付	免除	国庫負担分	保険料分
国民年金納付者 [※] 現在まで全額納付の方	納付		国庫負担分	保険料分
現在の免除制度 (全額免除の場合)	免除		国庫負担分	なし
産前産後期間の 免除制度	免除		国庫負担分	保険料分

産前産後期間の免除制度は、「保険料免除された期間」も保険料を納付したものととして老齢基礎年金の受給額に反映されます。

国民年金の保険料免除は全額免除の場合、将来の給付額は全額納付時と比べ2分の1となります。

この制度は、国民年金保険料を月額100円程度引き上げることにより、国民年金の被保険者全体によって支えられています。

産前産後期間は付加保険料が納付できません。

産前産後期間の保険料を前納している場合、全額還付（返金）されます。

届出しないと免除になりません

出産予定日の6か月前から届出ができ、手続きには書類が必要です。
平成31年2月1日以降の出産であれば、出産後の届出はいつでも可能です。
届出先は、お住いの市（区）役所または町村役場の国民年金担当窓口となります。
郵送でも手続きできます。

保険料納付が免除される期間

出産予定日または、出産日が属する月の前月から4か月の国民年金保険料が免除されます。
多胎妊娠（2人以上の赤ちゃんを同時に妊娠）の場合は、出産予定日または出産日が属する月の3か月前から最大6か月の国民年金保険料が免除されます。

* 出産とは、妊娠85日（4か月）以上の出産をいいます。（死産、流産、早産された方を含みます）

免除対象期間 [色の付いた部分が免除期間]

	3か月前	2か月前	1か月前	出産予定日	1か月後	2か月後	3か月後
単胎の方				■			
多胎の方				■			

届出が出産後の場合「出産日」

西桂町すこやか子育て応援医療費助成制度について

この制度は、子育て応援及び小児等の健やかな成長に寄与し、小児等の福祉の増進を図ることを目的に実施しています。

対象となる子ども

西桂町に住所のある0歳～満18歳に達する日以降の最初の3月31日まで
ただし、生活保護を受けている世帯及び重度心身障害者・ひとり親家庭医療費の助成を受けている方は除きます。

助成される医療費

- ・病院や薬局などで診療を受けるときに、保険診療を受けた時の自己負担金
- ・補装具などで保険が適応されるもの
下記のものは助成対象外です
- ・健康診断、予防接種、薬の容器代、文書料、差額ベット代など
- ・学校、保育所等管理下での傷病等で日本スポーツ振興センターが適応される医療費

医療機関での窓口無料及び償還払い

窓口無料とは

県内の医療機関で受診する0歳～15歳の小児で「保険証」と「すこやか子育て応援医療費受給資格者証」を提示してください。自己負担分が無料になります。

償還払いとは(窓口にて支払が無料とならないもの)

次に該当する場合は窓口無料となりません。いったん自己負担分をお支払いいただき、請求により町から支給します。

- ・高校生が保険診療した自己負担分
- ・県外の医療機関での保険診療
- ・保険診療における療養費自己負担額(はり、きゅう、マッサージなど)
- ・加入している保険が国保組合(全国歯科医師国保組合・全国土木建築国保組合・中央建設の国保組合)

請求書の提出方法(償還払いの手続き)

保護者の申請に基づき、ひと月を単位として支給します。

請求の有効期間は2年間です。

入院時食事療養費は補助対象外となります。

請求に必要なもの

- ・領収書の原本(医療機関の押印と診療報酬点数の記載のあるもの)
- ・すこやか子育て応援医療費助成請求書(認印が必要)

受給者証の変更が必要な場合

- ・健康保険証が変わったとき...小児本人の保険証を持って来てください
- ・住所や氏名が変わったとき
- ・登録している口座を変更したいとき
令和2年10月1日から保険証の記号番号に「枝番」が記載されていますが、「枝番」のみの付与は、受給者証の変更は必要ありません。

問合せ

西桂町いきいき健康福祉センター内
福祉保健課 保健係
25-4000

インフルエンザ 予防接種の助成について



今年も10月1日からインフルエンザの予防接種の助成が始まります。インフルエンザが流行する前に接種するようにしましょう。また、今年は、新型コロナウイルス感染症対策のためにも手洗いうがいなどの予防もあわせておこなうようにしましょう。

- ・予防接種回数は、小学6年生までは2回、中学生以上のお子さん及び高齢者は1回です。
- ・助成上限額は、1回目は2,500円、2回目は1,500円とし、助成期間は、令和3年10月1日から令和4年2月28日までです。

[対象者]

町内在住で令和4年2月28日までに満65歳以上となる方
満60歳から65歳未満の方で、心臓、腎臓もしくは呼吸器の機能または、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有するものとして厚生労働省令で定める方

[助成上限額]

2,500円

[接種方法]

事前に医療機関に予約をしてください。
保険証と予診票を医療機関へ持参して接種してください。
(予診票は対象者へ9月末に送付します。)

高齢者インフルエンザ助成

[対象者]

町内在住の生後6ヶ月から高校生相当(18歳以下)までのお子さん

[助成上限額]

1回目 2,500円
2回目 1,500円

中学生以上のおさんは、原則1回接種となりますが、医師が2回接種を必要と判断する場合は、2回目も助成対象となります。

[接種方法]

事前に医療機関に予約をしてください。
保険証と母子手帳を医療機関の受付に提示し、「助成対象者」であることを教えてください。
予診票の個別送付はいたしません。医療機関に設置してあります。

子どもインフルエンザ助成

その他

接種にかかる自己負担額は、医療機関ごとに異なります。
接種費用につきましては、事前に医療機関へお問合せください。
接種できる医療機関は、原則、指定医療機関のみです。指定医療機関等不明な点については、事前にお問合せください。

[問合せ] いきいき健康福祉センター 福祉保健課 保健係 25-4000

マイナンバーカード申請サポートをおこなっております!!

マイナンバーカード申請サポートをおこなっております!!

町ではマイナンバーカードの申請を希望する方を対象に、申請に必要な顔写真撮影から一連の手続きまでをお手伝いするサービスをおこなっています。申請に要する時間は、約10分です。また、今秋以降におこなわれる見通しの「衆議院議員総選挙」の投票会場にて、マイナンバーカードの申請サポートをおこなう予定です(事務の都合上、終日ではございません)。ご希望の時間がある方は、事前にご連絡をお願いいたします。

[必要書類]

・本人確認書類

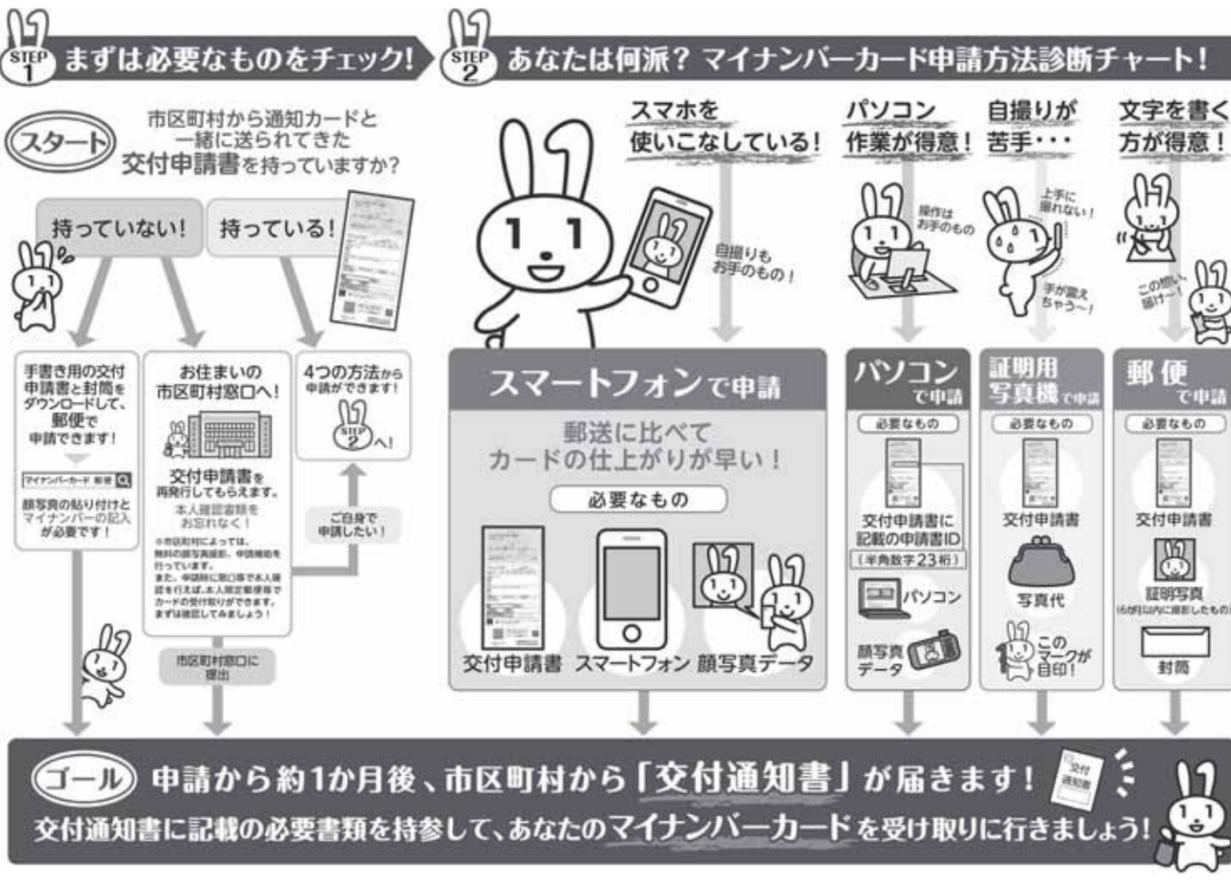
1点提示が良いもの...運転免許証、運転経歴証明書、パスポート等
2点提示が必要なもの...健康保険証、社員証、学生証、介護保険証等

税務住民課住民係 25-2121



簡単にご自身で申請できます!!

申請の方法(下記のいずれかで申請してください)



広報モニターアンケート結果報告について

「広報にしかつら」をさらに親しみやすく、わかりやすく情報をお届けするため、毎月広報モニターの皆様にご協力いただき、広報紙に関するアンケートを実施しております。今回は、令和3年5月号から8月号までにいただいたご意見とご意見に対するご回答をさせていただきます。

表紙について

子どもが表紙にくると年配の方や子育て世代と見る層が広くなり良いと思う。
→今後も子ども達の笑顔や様々な表情を掲載していきます。

・表紙の子どもたちが何をしているのか紹介も読みたかった。
・子どもたちの表情だけ見ると何をしているのかわかりませんでした。表紙について書かれていたので、読むと状況がわかりました。広報の最後のページに編集後記として掲載するのも良いかなと思いました。
→表紙の紹介文を掲載するようにいたしました。編集後記につきましては、掲載スペースの関係もあり現在検討させていただいております。

コロナ禍で暗い話題が多い中、オリンピックの明るい内容が表紙にあることはとても良いことだと思います。
→今後も表紙には明るい表情・話題をお届けできるようにします。

広報紙の紙面・内容について

町で行っているサービスについて、広報で探掘やQ&Aなど入れるとわかりやすくなるのではないかと。
→町民の皆様によりわかりやすく伝えられるよう、工夫していきます。

内容を忘れやすいのでQRコードなどでホームページやCATVへのアクセス方法をアピールすると良いと思う。
→QRコードが掲載できる紙面には積極的に取り入れていきます。

イベントを行った内容があると来年度は参加してみようと思える機会が増えるかもしれないです。
→イベントの内容が伝わるような記事になるようにしていきます。

新任職員紹介について、職員のことが知れてよかったです。毎回楽しく読ませてもらっています。
→近年は町外出身の職員も多く、町民の皆様により顔を知っていただく機会がないため、親しんでいただけるよう紹介を続けていきたいです。

記事によって文字数が多く見づらい紙面があります。
→原稿内容を精査し、読みやすい内容に変更していきます。

名前にふりがなをつけてほしい。
→名前の読み方も多様化してきており、読めない名前も増えてきているため、ふりがなを付けるようにしていきます。

災害関係の大事な記事は、大きく見やすいレイアウトにしてほしい。
→災害等の皆様へ周知したい重要な内容の紙面は、目に留まるように掲載していきます。

同じレイアウトだと関連した記事と思われ、流し読みしてしまう。
→記事の内容によってレイアウトを変更し、目に留まるようにしていきます。

聖火リレー交通規制のお知らせについては、地図のページを家庭に掲示しやすくする方法があれば良いと感じた。
→今後、当町の広報紙においても家庭で掲示できるように折り込みページを入れる取り組みを行っていきたいと思います。

広報モニターの皆様におかれましては、毎月の御協力に加え、様々なご意見・ご感想をいただきありがとうございます。「広報にしかつら」のさらなる向上のため、今後ともご協力をよろしくお願いいたします。

秋の農作業安全運動について

農作業が忙しくなる中で、心配されるのは作業中の事故です。農繁期を迎え、高齢者を中心に農作業事故が多くなります。特に乗用草刈機と木の間に挟まれる事故や脚立からの転落事故が多くなっています。

農林水産省によると令和3年6月に発生した農作業死傷事故は42件にのぼります。シートベルト・ヘルメットを着用することで死亡事故の発生を大幅に低減できます。「農作業は焦らず、急がず、慎重に」を合言葉に、農作業中の事故に十分注意してください。

第6回西桂町 秋のスポーツ祭り中止について

西桂町秋のスポーツ祭りは、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、今年度の開催を中止といたします。

ご理解とご協力をお願いいたします。

[主催] 西桂町スポーツ協会

[共催] 西桂町・教育委員会・
西桂町スポーツ推進委員会

福祉健康ボランティアまつり 中止のお知らせ

新型コロナウイルス感染症の予防の観点より、皆様の安全を第一に考えた結果、開催を中止することにいたしました。

開催を楽しみにしていただいていた皆様には大変申し訳ございませんが、ご理解とご協力をよろしくをお願いいたします。

なお、各種表彰の対象者につきましては、今後広報等でお知らせいたします。

ひとり親家庭ふれあい交流参加募集in富士急ハイランド

[実施日] 令和3年10月31日(日) 9:30 現地集合

[場所] 富士急ハイランド

[対象者] 西桂町に在住するひとり親家庭の世帯で、18歳未満のお子様と親

[参加費] フリーパス代として

大人	1,500円
中学生・高校生	1,200円
小学生	1,000円
幼児	500円

[参加条件]

- ・中学生以下の方は、必ず大人同伴でご参加ください。
 - ・飲食代・買い物代・富士急ハイランド駐車料金等は各自負担
 - ・旅行傷害保険の加入料は社協負担
 - ・新型コロナウイルス感染症対策をしておの参加をお願いします。
- また、感染状況によっては、実施を変更する場合があります。

[申込期間] 令和3年10月4日(月)～10月14日(木) 受付時間 8:30～17:00

[申込み先] 西桂町社会福祉協議会 25-3333



特設合同相談所を開設します

総務省では、行政相談を広く国民に利用していただけるよう毎年10月の1週間を「行政相談週間」と定め、広報活動や相談所の開設を集中的におこないます。今年は10月18日(月)から24日(日)が行政相談週間です。

道路、年金、社会福祉、窓口サービス等でお困りの時、どこに相談してよいかわからないときなど、是非ご利用ください。

相談は無料で、秘密は固く守られます。お気軽にご相談ください。

[日時] 10月16日(土) 13:30～15:30

[場所] ふれあいサロン三ツ峠

[問合せ] 総務課総務係 25-2121

(新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響により中止になる場合もあります。)

毎月役場でも定例行政相談をおこなっています。広報にしかつらの行事予定表をご覧ください。

浄化槽の法定検査を受けましょう!

10月1日は「浄化槽の日」です。

浄化槽は、微生物の働きを利用して汚水をきれいにする装置ですので、適切な維持管理が必要です。

法定検査は、浄化槽からの放流水の状況や日頃の維持管理(保守点検・清掃)が適正に実施されているかを確認する検査です。

浄化槽を設置されている方は、保守点検や清掃のほか、法定検査を1年に1回必ず受験するようお願いいたします。

法定検査は、知事が指定した法定検査機関である「(一社)山梨県浄化槽協会(055-288-1132)」に申込みください。

[問合せ]

産業振興課・環境係 25-2121

健康アプリ「kencom」で楽しむ
ウォーキングイベント『みんなで歩活』
参加者募集のお知らせ

山梨県が導入している健康アプリ「kencom」上で開催されるウォーキングイベントのエントリーを受付中です。アプリの登録方法やエントリー方法の詳細は、山梨県のホームページをご確認ください。

対象者 **山梨県にお住まいの国民健康保険加入者**
(19才～74才)

エントリー期間 **10月1日(金) - 10月27日(水)**
2021年10月1日(金)14:00～2021年10月27日(水)23:59

イベント期間 **11月1日(月) - 11月30日(火)**
2021年11月1日(月)00:00～2021年11月30日(火)23:59

アプリ「kencom」のダウンロードはこちらから
※登録方法は動画をチェック!

お問い合わせ先
山梨県福祉保健部保健課
TEL:055-223-1466
DeSCヘルスケア株式会社
[https://kencom.jp/inquiry/new]

※コロナの拡大状況によりイベントが中止となる場合がございます。その場合は山梨県ホームページ、kencom内のお知らせにてご案内致します。

～ 求職者支援訓練・受講者募集 ～

求職者支援制度は、雇用保険を受給できない方などを支援する国の制度で、職業訓練を受講してスキルアップを図り、早期就職の実現を目指していきます。一定要件を満たす場合、職業訓練受講給付金が支給されます。

[訓練内容] OA事務(パソコン活用)、宅建、Webデザイン、IT、介護など
(時期によって開講内容が異なります)

[訓練期間] 1か月～5か月

[受講料] 無料(テキスト代、任意検定料などは自己負担)

[就職支援] 訓練期間中はもちろん、訓練終了後も、ハローワークによる就職支援が受けられます。

[問合せ・申込み] ハローワーク都留 0554-43-5154

制度概要や具体的なコース情報は、(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構山梨支部のホームページからご覧いただけます。



ハローワーク
— 急がば学べ —

<https://www.jeed.go.jp/location/shibu/yamanashi/jyukou.html>

甲府地方法務局からのお知らせ

あなたの大切な遺言書を守ります。
制度開始から一年！「自筆証書遺言書保管制度」

昨年7月から県内3か所の法務局(遺言書保管所)で、ご自身で作成した遺言書をお預かりしています。すでに自筆証書遺言書を作成されている場合は、その遺言書をお預かりすることもできます。大切な財産を御家族へ確実に託す方法の一つとして自筆証書遺言書を検討されるにあたっては、ぜひ本制度をご活用ください。

なお、保管手続には予約が必要です。ご予約や手続の詳細な内容を知りたい方は、法務省ホームページ、または、申請する法務局(遺言書保管所)までお問い合わせ願います。

[法務省ホームページ]



http://www.moj.go.jp/MINJI/minji03_00051.html

[山梨県内の遺言書保管業務を行う法務局]

- ・甲府地方法務局供託課(遺言書保管) 055(252)7151(代)
- ・甲府地方法務局鯉沢支局(総務係) 055(22)0148
- ・甲府地方法務局大月支局(総務係) 055(22)0799



多重債務者無料相談会を開催します

(予約制)

消費者金融、クレジットカード、住宅ローンなど「借金問題」でお悩みではありませんか？弁護士・司法書士が借金の整理方法等について相談をお受けします。(1件30分以内)ひとりで悩まず、この機会に、是非ご相談ください。

[開催日及び相談時間]

令和3年10月20日(水)・11月17日(水)

18:00～20:00

当日の受付時間は17:30～19:30

[相談会場]

山梨県 県民生活センター

(甲府市飯田1-1-20 JA会館5階)

[予約受付・お問合せ]

055-235-8455(平日8:30～17:00)

事前に予約が必要です。予約の際には、相談員が概要をお伺いいたします

第2回富士山エコトレッキング

参加者募集

秋の富士山。人気の御中道コースを、自然解説を交え散策します。

また、環境保全のための清掃活動もおこないます。

[実施日時]

令和3年10月30日(土) 9:00～15:40

[集合場所]

富士山ボランティアセンター

[募集期間]

9月15日(水)～10月21日(木) 17:00締切

申込書に必要事項を記入のうえ、FAXまたはメールでお申込みください。

[申込み・問合せ]

富士山ボランティアセンター(山梨県立富士山世界遺産センター北館内)〒401-0301山梨県南都留郡富士河口湖町船津6663-1

0555-20-9229 FAX0555-72-4114

Email: fujisan@eps4.comlink.ne.jp



<https://www.yamanashi-kankou.jp/volunteer/>

行政書士による無料電話相談

山梨県行政書士会は、次の日程で電話による無料相談会を実施します。

日頃のお悩みをこの機会にご相談ください。

[日時]

令和3年10月16日(土)・10月23日(土)

10:00～16:00

相談時間は、30分以内でお願いします。

[相談内容]

月次支援金、遺言相続、農地利用、契約書作成、在留許可、自動車登録、戸籍、成年後見、会社・各種法人設立、営業許可など

[相談受付番号]

055-237-2601

[問合せ]

山梨県行政書士会 事務局 055-237-2601



忍野村忍草地区歴史植物散歩講座

富士吉田市第69回文化祭参加行事として計画を立てました。郡内地域の皆様方、ふるってご参加くださいますようお願い申し上げます。毎回応募者が多く即締切っています。早めの申込みをよろしくお願い申し上げます。

令和3年11月3日(水) 集合完了時刻8:30

[集合場所]

忍野村忍草浅間神社駐車場

(新名庄川北側の駐車場)

[行程]

8:30・駐車場・はじめての会～浅間神社境内～忍野八海～浅間神社(解散11:00)の予定

[日程等]

8:30～11:00までの予定

[持ち物・服装等]

弁当無し、飲み物、運動靴、帽子、雨具、筆記用具等

[雨天]

少雨決行 コロナ対策により中止もある

[費用]

保険その他 200円

[申込み定員・連絡先]

20名・天野安夫 080-1106-3502

10月1日9:00以降先着順、定員になり次第、締め切り

行事予定 / 人のうごき

慶弔	おくやみ(死亡)	親族
	本町梅原 廣江	正弘
	柿園渡邊 志づ糸	明弘

8月届出

10月・11月上旬行事予定表

日曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日
					10月 1 マタニティクラス pm1:30 ~ 3:00 いきいき 体操教室 pm8:00 ~ 9:30 いきいき	2 ランラン教室 am9:00 ~ 11:00 pm1:00 ~ 3:00 きずな
3 10月の納税 町県民税 3期 国民健康保険税 4期 後期高齢者医療保険料 4期	4 ミュージックケア am10:30 ~ きずな	5	6 3歳児健診 pm1:00 ~ いきいき	7 ベビーマッサージ am10:30 ~ きずな	8 マタニティクラス am10:00 ~ 11:30 いきいき 体操教室 pm8:00 ~ 9:30 いきいき	9 支援センター開放日 am10:00 ~ 3:00 きずな
10 就学時健康診断 pm1:30 ~ きずな	11	12	13 小学校創立記念日 母子相談・母子手帳交付日 am9:00 ~ 12:00 いきいき ふれあい健康相談 am10:00 ~ 12:00 サロン 1歳6か月児健診 pm1:00 ~ いきいき	14 お話の会&公園で遊ぼう am10:30 ~ 12:00 きずな	15 体操教室 pm8:00 ~ 9:30 いきいき	16 支援センター開放日 am10:00 ~ 3:00 きずな 両親学級 am10:00 ~ 11:30 いきいき なんでも相談所 pm1:30 ~ 3:30 サロン
17	18	19 リトミック am10:30 ~ きずな	20 中学校創立記念日 定例行政相談 pm1:30 ~ 3:00 サロン	21 親子ヨガ am10:30 ~ 11:30 きずな	22 体操教室 pm8:00 ~ 9:30 いきいき	23 ランラン教室 am9:00 ~ 11:00 pm1:00 ~ 3:00 きずな
24	25	26 赤ちゃん広場 am10:30 ~ 11:30 きずな	27 母子相談・母子手帳交付日 am9:00 ~ 12:00 いきいき 乳児健診 pm1:00 ~ いきいき	28 離乳食教室(ゴックン期) am10:00 ~ 11:30 いきいき 誕生会 am10:30 ~ きずな	29 離乳食教室(モグモグ期) am10:00 ~ 11:30 いきいき 体操教室 pm8:00 ~ 9:30 いきいき	30 支援センター開放日 am10:00 ~ 3:00 きずな
31	11月 1 お話の会 am10:30 ~ きずな	2	3 文化の日 ごみ収集なし	4	5 人形劇鑑賞会 am10:30 ~ 11:30 きずな	6 ランラン教室 am9:00 ~ 11:00 pm1:00 ~ 3:00 きずな

(きずな きずな未来館) (いきいき いきいき健康福祉センター) (サロン ふれあいサロン三ツ峠)



西桂町 子育て支援 Nishikatsura Child care support

連絡先(子育て支援室) 055512814755

子育て支援センター

お話の会&公園で遊ぼう

日時	10月14日(木) AM10:30 ~ 12:00
場所	桂川公園
対象	未就園児とその保護者
参加費	100円 / 1組
内容	屋外での絵本読み聞かせの会です。親子で体を動かしたり、外の空気に触れてリフレッシュしましょう。



リトミックあそび

日時	10月19日(火) AM10:30 ~
場所	きずな未来館

10月誕生会

日時	10月28日(木) AM10:30 ~
場所	きずな未来館

事前申込みをお願いします。

子育て支援連携事業

親子つながり遊び「ミュージックケア」

日時	10月4日(月) AM10:30 ~
場所	きずな未来館
講師	新海陽子先生
対象	未就園児とその保護者
参加費	100円 / 1回

事前申込みをお願いします。

ベビーマッサージ

日時	10月7日(木) AM10:30 ~
場所	きずな未来館
講師	小野田豊美先生
対象	1歳未満児のお子さんと保護者(1歳を迎えて以降のお子さん可)
参加費	100円 / 1回
持ち物	バスタオル

親子ヨガ

日時	10月21日(木) AM10:30 ~
場所	きずな未来館
講師	渡邊由香先生
対象	未就園児とその保護者
参加費	100円 / 1回
持ち物	汗拭きタオル、水分補給用飲み物等

赤ちゃん広場

日時	10月26日(火) AM10:30 ~
場所	きずな未来館
対象	1歳未満児のお子さんと保護者(1歳を迎えて以降のお子さん可)



母親クラブ
次回は10月15日(金)きずな未来館にて活動予定です。是非ご参加ください。

ランラン教室
10月2日・23日(土)
11月6日・20日(土)
午前9時~11時 午後1時~3時
教科書を持参・都合のよい時間に来てください。

